

○中能登町屋根雪落下防止装置設置事業実施要綱

平成17年3月1日

告示第62号

改正 平成30年7月12日告示第70号

令和4年3月8日告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、冬期間の公の道路における歩行者及び車両の通行の安全確保と道路除雪作業の円滑化を図るため、屋根雪落下防止装置の設置を促進することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする事業は、公の道路上に屋根雪が落下する建物の所有者又は管理者がこれを防止するために実施する雪止用の屋根瓦にふき替える事業又は同様の効果がある鉄製等の装置の設置事業とする。

2 補助の対象となる者は、町税及び町の使用料等を滞納していない世帯とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内の額とし、対象の建物1棟につき10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、屋根雪落下防止装置設置事業補助金交付申請書（別記様式）により町長へ申請するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付については、この告示に定めるもののほか、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鳥屋町屋根雪落下防止装置設置事業実施要領（平成12年鳥屋町告示第56号）の規定によりなされた処分、手続その他の

行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年7月12日告示第70号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。